

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「一時保護日誌のうち開示請求者の個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成25年11月29日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成25年9月2日付けで「児童相談所における〇〇〇〇に関する全ての記録（過去の開示分を除く）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成25年11月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

(2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成26年1月14日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年3月5日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

(4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年3月31日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。

(5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年5月26日、実施機関からの意見聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

（省略）

### 4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件対象保有個人情報には、開示請求者以外の個人に関する情報あるいは特定の

個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれているため、条例第17条第3号に該当するものとして該当箇所を不開示とした。

(2) 本件対象保有個人情報には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第8条及び第9条に定める調査に関する情報が含まれている。この調査に関する情報は、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められることから、条例第17条第7号に該当するものとして該当箇所を不開示とした。

(3) 開示をしない理由欄の記載内容については、申立人の主張するように単なる根拠条項だけではなく、「開示請求者以外の個人の情報あるいは特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報」であることや、「児童虐待防止法第8条及び第9条に定める調査に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」ことを記載しているから、申立人は開示しない理由を明確に認識できる。

(4) 申立人は、児童福祉司等面接結果メモの面接者欄のうち、その他の欄が開示されていないが、本件処分の開示しない情報欄には記載されていないと主張しているが、当該箇所は開示されており、申立人の誤認である。

(5) 申立人は、申立人とその義母が面接を行った旨の記載は、条例第17条第3号又は第7号に該当しないと主張しているが、当該箇所は開示されており、申立人の誤認である。

(6) 申立人は、申立人が面接の際に伝えた「歯科矯正の器具の管理方法に関する記載」が条例第17条第7号に該当しないと主張しているが、この情報は開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められるものであるから、開示できない。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報、申立人の子（以下「児童A」という。）が〇〇児童相談所で一時保護となっていた際に、児童Aを担当していた〇〇児童相談所の児童福祉司（以下「児童福祉司B」という。）が、児童A、申立人及び申立人の義母と、〇〇児童相談所で面接した時に作成した児童福祉司等面接結果メモのうち、申立人に関する記載部分である。

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第3号及び第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解される。

実施機関が条例第17条第3号を理由として不開示とした部分は、全て条例第17条第7号を不開示理由とした部分に含まれるため、以下、条例第17条第7号該当性について検討する。

## （2）本件対象保有個人情報の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報は、児童Aが〇〇児童相談所で一時保護となっていた際に、児童福祉司Bが作成した児童福祉司等面接結果メモの内容が具体的に記載されているものであると認められる。

ウ ところで、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこ

と等の業務を行うものとされており（法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることをおそれて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、不開示とされた部分を開示すると、実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

### （3）申立人のその他の主張について

申立人は、本件対象保有個人情報について、児童福祉司等面接結果メモの面接者欄のその他の部分が開示されていないが、本件処分に係る決定通知書の「開示しない情報」及び「その理由」欄に当該不開示部分についての記載がないと主張する。

また、申立人は、児童福祉司等面接結果メモのうち、申立人自身と申立人の義母が面会を行ったとの記載内容は、条例第17条第3号に定める開示請求者以外の第三者情報及び条例第17条第7号に定める事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報には該当しないため、開示すべきであると主張する。

他方、実施機関は当該箇所は全て開示していると主張している。

この点について、当審査会において調査したところ、本件処分に係る決定通知書の「開示しない情報」及び「その理由」欄には当該不開示部分についての記載はなく、実施機関に残る開示文書の原本においても申立人が不開示であると主張する部分は開示されていることが認められる。よって、申立人の主張には理由がない。

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### （4）結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 3月 6日	諮問を受ける（諮問第118号）
平成26年 3月 6日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 4月 1日	申立人から意見書を受理
平成27年 4月21日	審議
平成27年 5月26日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 6月22日	審議
平成27年 7月21日	審議
平成27年 8月10日	答申